



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔省 令〕

〔目 次〕

- 商業登記規則の一部を改正する省令
(法務一〇)
- 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令
(文部科学六)
- 海難審判法施行規則の一部を改正する省令
(国土交通一七)
- 日本国に帰化を許可する件
(法務六七)
- フィジー共和国におけるプラスチック・バリューチェーンにおける循環型経済及び資源効率性推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件
(外務一一〇)
- 円借款の供与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件
(同一一二)
- 精米施設における機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(同一一二)

- コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件
(同一一三)
- モンゴル国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件
(同一一四)
- イラン・イスラム共和国におけるオルミ工湖その他の湿地及び周辺地域における湿地保全体制整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件
(同一一五)
- バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びノアカリ県におけるミヤンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジェンダ推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件
(同一一六)
- ベネズエラ・ボリバル共和国における予防接種拡大プログラムに向けたコールド・チェーン整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件
(厚生労働・国土交通一)
- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該辺地域を指定した告示の一部を改正する件
(防衛五一)

- 防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定により、対象施設の管理者を指定した告示の一部を改正する件
(同五二・五五)
- 内閣
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 〔官庁事項〕
- 旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知
(外務省)
- 公証人任免
(法務省)
- 船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示
(近畿運輸局最低賃金公示二、神戸運輸監理部同二)
- 〔公 告〕
- 官 庁
- 諸事項

八 八 八 八 八 八 八 八

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、
特別清算、再生、所有者不明関係、
会社その他

省

令

(帳簿等)

(帳簿等)

第三十四条 [略]

〔2・3 略〕

第三十四条 [同上]

〔2・3 同上〕

4 次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

〔二・二 略〕

〔二・二 同上〕

三 受付帳 受付の年の翌年から十年間

〔四・二十八 同上〕

〔四・二十八 略〕

〔四・二十八 同上〕

〔四・二十八 同上〕

5 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

6 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

7 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

8 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

9 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

10 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

11 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

12 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

13 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

14 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

15 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

16 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

17 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

18 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

19 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

20 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

21 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

22 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

23 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

24 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

25 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

26 [略] (本店移転の登記)

〔同上〕

〔同上〕

	○法務省令第十号 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五十五号）第一百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和七年三月二十四日 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を改正する省令の傍線を付した部分のないように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる規定を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。
14 [略]	14 [略]
13 [略]	13 [略]
12 [2・11 略]	12 [2・11 略]
11 [第九条 「略」]	11 [第九条 「略」]
10 [第六節～第十節 略]	10 [第六節～第十節 略]
9 [第五節 株式会社の登記 (第六十一条～第八十一条の二)]	9 [第五節 株式会社の登記 (第六十一条～第八十一条の二)]
8 [第三章・第四章 略]	8 [第三章・第四章 同上]
7 [附則 (印鑑の提出等)]	7 [附則 (印鑑の提出等)]
6 [第九条 「同上」]	6 [第九条 「同上」]
5 [第一節～第四節 同上]	5 [第一節～第四節 同上]
4 [第五節 株式会社の登記 (第六十一条～第八十一条の二)]	4 [第五節 株式会社の登記 (第六十一条～第八十一条の二)]
3 [第六節～第十節 同上]	3 [第六節～第十節 同上]
2 [第三章・第四章 同上]	2 [第三章・第四章 同上]
1 [附則 (施行期日) この省令は、令和七年四月二十一日から施行する。 (経過措置)]	1 [附則 (施行期日) この省令は、令和七年四月二十一日から施行する。 (経過措置)]

13 新所在地を管轄する登記所が前項の規定による移送を受けたときは、新所在地を管轄する登記所に同項の印鑑記録に係る印鑑の提出があつたものとみなす。ただし、当該登記所において、法第二十四条の規定により同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

12 法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記の申請があつたときは、旧所在地を管轄する登記所は、法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する印鑑記録次条第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録を除く。次項において同じ。）を新所在地を管轄する登記所に移送しなければならない。

11 新所在地を管轄する登記所においては、法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

10 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

9 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記の申請書がこの省令の施行の日前に旧所在地を管轄する登記所に提出された場合の新所在地を管轄する登記所に対する印鑑の提出及び当該印鑑に関する事務に関しては、この省令による改正後の商業登記規則第九条第十二項及び第十三項並びに第六十五条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

7 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

6 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

5 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

4 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

3 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

2 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

1 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

0 法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く。この規定に同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。

○文部科学省令第六号

日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第二条第一項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

文部科学大臣 阿部 俊子

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令

令和七年三月二十四日

文部科学大臣 阿部 俊子

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第十四条 令第二条第一項の文部科学省令で定める各種学校の課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化學、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量、経理又は日本語に関する各種学校の課程（日本語に関するものにあつては、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第二条第一項の認定を受けた各種学校が実施する同法第一条に規定する日本語教育課程に限る）及び診療放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭又は保育士の養成を行つ各種学校の課程であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。	第十四条 令第二条第一項の文部科学省令で定める各種学校の課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化學、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量、経理又は日本語に関する各種学校の課程（日本語に関するものにあつては、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第二条第一項の認定を受けた各種学校が実施する同法第一条に規定する日本語教育課程に限る）及び診療放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭又は保育士の養成を行つ各種学校の課程であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。
一～三　【略】	一～三　【略】
四　その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められてこない（日本語に関するものに係る授業にあっては、その授業の始期及び終期が明確に定められてこない）。	四　その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められてこない（日本語に関するものに係る授業にあっては、その授業の始期及び終期が明確に定められてこない）。
五・六　【略】	五・六　【同上】

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十七号

海難審判法（昭和二十二年法律第二百三十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

国土交通大臣 中野 洋昌

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

令和七年三月二十四日

国土交通大臣 中野 洋昌

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第九十五条 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給し、その額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二（の一）表の区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が十級以下の者の欄に定める額と現に支払った額を比較し、いかれか少ない額とする。	第九十五条 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給し、その額は、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十四号）別表第一に定める甲地方である場合については一夜当たり八千七百円、同表に定める乙地方である場合については一夜当たり七千八百円とする。
附 則 (施行期日) この省令は、令和七年四月一日から施行する。 (経過措置) この省令の施行前の日に係る宿泊料の額はいつこゝば、なお従前の例によれ。	附 則 (施行期日) 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。 令和七年三月二十一日 法務大臣 鈴木 肇祐 ○法務省告示第六十七号

1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。 (経過措置)	1 この省令の施行前の日に係る宿泊料の額はいつこゝば、なお従前の例によれ。
2 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。	2 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
四　法務大臣 鈴木 肇祐 ○法務省告示第六十七号	四　法務大臣 鈴木 肇祐 ○法務省告示第六十七号
住所 愛知県岡崎市明大寺町字仲ヶ入19番地 朱忠嶺 昭和46年3月19日生	住所 埼玉県白岡市千駄野897番地1 ダオ・ティ・ホン 平成10年11月15日生
住所 山梨県笛吹市御坂町大野寺1626番地 趙維婷 平成12年7月18日生	住所 東京都江東区豊洲2丁目5番2-711号 マツバラ・ナタリヤ・ユリエヴァ 昭和53年9月11日生
住所 愛知県小牧市大字久保一色2895番地1 マツミ・フェルナンダ・タカセ・ペロスピ平成17年10月28日生	住所 千葉県市川市宝1丁目11番5-301号 アダムバラグ・ブライアン・ニシャンタ・アルウェイズ 昭和59年3月7日生
住所 東京都葛飾区小菅4丁目14番9-302号 チャン・ケイン・aign 平成31年4月1日生	住所 相模原市中央区新美1丁目17番21号 ブレマシリ・クダ・コットゥンナゲ・アイエーシュ・マドウサンカ 平成5年1月28日生
住所 東京都国分寺市南町1丁目13番9号 曾晏琦 平成6年3月14日生	住所 埼玉県川越市岸町1丁目39番地40 八・パン・チヨン 昭和59年2月26日生 八・アン 平成28年11月30日生

住所 静岡県御前崎市門屋1735番地7
李貞佩 昭和52年12月3日生
住所 埼玉県川口市飯塚3丁目3番1-1802号
アン・シャンソン・フジイ 昭和56年1月7日生
アイカ・リッヂ・シャンソン 平成25年4月9日生
住所 長野県諏訪市大字豊田189番地1
ビソカラ・トカル・ガラン 平成元年6月4日生
住所 東京都豊島区池袋3丁目45番4-403号
鄭嘉兒 平成2年11月26日生
住所 奈良市西木辻町150番地2
マサコ・ワタナベ 昭和20年4月23日生
住所 埼玉県久喜市青毛1丁目7番地9
アレクサン德拉・ヒロミ・オオシロ・イナミネ 平成12年7月6日生
ヒトシ・マルティン・オオシロ・イナミネ 平成16年6月2日生
住所 東京都江東区東砂7丁目10番3-604号
ナザランカ・カチャリーナ・アレクセエヴァ 昭和61年7月14日生
住所 大阪市西成区玉出西1丁目8番8号
林慶祐 昭和20年3月1日生
黄妙音 昭和23年10月23日生
林若葉 昭和62年11月4日生
住所 茨城県古河市尾崎3902番地1
ガスバルグ・ジスティ・スリ・ブシュバナ
トウ・フェルナンド 昭和55年10月26日生
住所 東京都練馬区南大泉4丁目55番6-407号
ソ・チ・キュウ・ジャッキー 平成7年1月16日生
住所 三重県伊賀市陽光台2027番地6
グラム・サキ・スグラ 平成3年2月15日生
アンドゥル・ホセイン・モハマド・マハディ 平成25年10月30日生
アンドゥル・ホセイン・モニサ 平成28年11月10日生
アンドゥル・ホセイン・マリハ 平成31年4月3日生
住所 三重県伊賀市陽光台2029番地2
グラム・サキ・バシラ 平成7年12月20日生
住所 三重県伊賀市陽光台2027番地1
グラム・サキ・シディカ 平成6年6月4日生
住所 大阪市此花区春日出南3丁目3番41-1002号
陳茜涵 平成9年4月11日生

住所 徳島市南矢三町3丁目3番40-103号
クル・バハドゥル・タバ 平成6年3月31日生
住所 徳島市南矢三町3丁目3番40-103号
タバ・イミ 令和7年1月14日生
住所 東京都三鷹市下連雀4丁目16番2-803号
イトウ・アレシア・ピクトロブナ 昭和55年8月31日生
住所 大阪府東大阪市西堤本通西1丁目3番12号
許龍佑 昭和63年3月31日生
住所 大阪市東成区中本2丁目10番19号
金有希 昭和63年1月4日生
住所 東京都国分寺市南町3丁目7番7号
テスサン 平成6年7月31日生
住所 奈良県大和郡山市小泉町1900番地12
劉曉奕 昭和50年12月6日生
住所 千葉県船橋市西船5丁目6番38-301号
朱文煜 平成9年10月23日生
住所 埼玉県熊谷市上根517番地5
デニス・マルティン・ヒガ・キシモト 昭和57年10月5日生
住所 長野県上伊那郡南箕輪村3039番地2
薛華欽 昭和55年8月30日生
住所 長野県松本市桐2丁目2番19号
施俊傑 平成元年12月22日生
住所 仙台市太白区郡山6丁目5番13-506号
王澹寧 平成2年4月7日生
住所 横浜市鶴見区下末吉5丁目22番28号
モウスミ・ボス・サンバ 平成2年9月26日生
住所 横浜市旭区上白根2丁目11番6号
ジョナタン・ヘラルド・エスピノサ・カルバハル 昭和58年12月1日生
住所 埼玉県川口市大字安行慈林762番地1
シャーネン・カイル・アリン・ツカモト 平成11年8月10日生
住所 東京都中央区銀座1丁目23番10-910号
金楨潤 昭和61年2月2日生
住所 大阪市東淀川区西淡路2丁目16番9号
趙秀華 平成12年5月11日生
趙秀彬 平成16年5月23日生
住所 熊本市北区龍田3丁目30番9-1号
陳曦 昭和63年3月16日生
住所 三重県鈴鹿市十宮3丁目21番6号
朴静 昭和48年10月23日生
住所 東京都江東区豊洲5丁目6番29-1418号
徐彩香 平成2年1月19日生

住所 東京都文京区千駄木2丁目28番15号
趙曉輝 昭和52年10月30日生
趙一翔 平成23年4月4日生
住所 兵庫県明石市大久保町西島184番地1
宋泰淳 昭和31年6月2日生
住所 千葉県船橋市夏見7丁目6番74号
蔣泰三 昭和48年9月30日生
蔣英準 平成17年5月11日生
住所 横浜市神奈川区入江2丁目16番24-201号
金佳琳 平成12年3月22日生
住所 浜松市中央区萩丘4丁目7番27号
劉正樹 昭和43年4月20日生
住所 浜松市中央区中沢町22番7号
劉仲治 昭和45年3月7日生
住所 東京都文京区千石4丁目14番9-502号
朴咲耶 平成12年1月25日生
住所 東京都昭島市中神町1161番地6
金洸志 平成12年1月12日生
住所 東京都府中市緑町3丁目10番地6
柳林宗 平成9年12月17日生
住所 大阪市生野区生野東3丁目1番39号
樊梶傑 平成5年11月15日生
住所 大阪府東大阪市俊徳町3丁目4番7号
姜承玉 昭和24年8月18日生
金眞裕美 昭和42年11月26日生
姜綸花 平成19年10月15日生
住所 東京都新宿区水道町1番19-404号
張婷 平成8年1月6日生
住所 東京都府中市片町3丁目23番地16
彭俊彦 平成3年8月29日生

○外務省告示第百十一号

1 百三十六億八千八百円(一二〇・八〇〇円)の額までの円貨による借款(以下「借款」という。)が、水力発電所建設設計画(以下「計画」という。)を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)により、日本国との間で締結された借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規定される。

- 償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。
- 年間の利子率は、年二・〇五パーセントとする。
- (b) (b)の規定にかかるらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・五五パーセントとする。
- 支出期間は、前記の借款契約の効力の日の後九年とする。

2 (1) に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性(環境及び社会に対する配慮を含む。)を確認した後に締結される。

(2) (1) (d)に規定する支出期間は、両政府の關係当局の同意を得て延長することができる。

○外務省告示第百十一号
で、令和7年1月17日にユートガリ(ヤハニ)で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がアーチャン王国政府との間に行われた。

令和7年3月24日
外務大臣 岩屋 翁
(日本語書簡)
(本文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、ブータン王国の経済の安定及び開発努力を促進するためには供与される日本国の借款に関する日本国政府の代表者とアーチャン王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 百三十六億八千八百円(一二〇・八〇〇円)の額までの円貨による借款(以下「借款」という。)が、水力発電所建設設計画(以下「計画」という。)を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)により、日本国との間で締結された借款契約によるものとなる。

2 (1) 借款は、ブータン王国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規定される。

(a) 債還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b) 年間の利子率は、年二・〇五パーセントとする。

(c) (b)の規定にかかるらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・五五パーセントとする。

(d) 支出期間は、前記の借款契約の効力の日の後九年とする。

(2) (1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性(環境及び社会に対する配慮を含む。)を確認した後に締結される。

(3) (1) (d)に規定する支出期間は、両政府の關係当局の同意を得て延長することができる。

- (3) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。
(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。
(2) (1)に規定する日本国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2) 勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

(1) 被供与国政府は、次のことをために必要な措置をとる。

(a) 生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること。

(b) 生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c) 贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d) 贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から

(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。
(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

(2) (e) 要請があつた場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(f) 日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(g) 日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されること。

(h) (f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(i) 計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(j) 計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(k) 被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(l) 被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(m) 生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(n) 計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o) 生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供すること。

(3) 被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがある。いかなる制限を課することも差し控える。

(4) 被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)の規定に従つて使用されているかどうかを含む。）を確認するためモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6 この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従つて実施される。

7 被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8 両政府は、この了解から又はこの了解に関して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年二月十日にウランバートルで
モンゴル国駐在
日本国特命全権大使 井川原賢

モンゴル国側書簡
(日本側書簡)

国防大臣
サンダグ・ビヤンバツォグト閣下
(モンゴル国側書簡)

(訳文)

本大臣は、更に、モンゴル国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

○外務省告示第百十五号	モンゴル國駐在 日本國特命全權大使 サンダグ・ビヤンバツォグト
令和六年十二月一日にテヘランで、イラン・イスラム共和国におけるオルミ工湖その他の湿地及び周辺地域における湿地保全体制整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。	井川原賢閣下
1 協力の目的及び内容 オルミ工湖その他の湿地及び周辺地域における湿地保全体制整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入を実施するための贈与額 六億九千万円	○外務省告示第百十六号
2 贈与額 六億九千万円	令和七年三月二十四日
署名者 日 本 側 塚田玉樹在イラン大使 国際連合開発計画側 グルバハーレル・ネマトバ 在イラン事務所代表代行	3 2 署名者 日 本 側 塚田玉樹在イラン大使 外務大臣 岩屋 納
令和七年三月二十四日	令和七年三月二十四日
○外務省告示第百十六号	○外務省告示第百十六号
令和六年十月二十二日にダッカで、バングラデシユ人民共和国におけるコックスバザール県及びノアカリ県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジェンダ推進計画（UNFPA連携）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。	令和六年十月二十二日にダッカで、バングラデシユ人民共和国におけるコックスバザール県及びノアカリ県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジェンダ推進計画（UNFPA連携）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。
1 協力の目的及び内容 コックスバザール県及びノアカリ県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジェンダ推進計画（UNFPA連携）を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1 協力の目的及び内容 コックスバザール県及びノアカリ県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジェンダ推進計画（UNFPA連携）を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額 五億円	2 贈与額 五億円
署名者 日 本 側 岩間公典在バングラデシユ大使 国際連合人口基金側 渡部正樹在バングラデシユ事務所代表代理	署名者 日 本 側 岩間公典在バングラデシユ大使 外務大臣 岩屋 納
令和七年三月二十四日	令和七年三月二十四日

1 退任
役職 氏名 住 所
理事 石川 隆道 栃木県足利市県町1272番地
" 高沢 雅博 栃木県足利市下渋垂町455番地
監事 石川 弘幸 栃木県足利市野田町438番地1

2 就任
役職 氏名 住 所
理事 石川 弘幸 栃木県足利市野田町438番地1
" 新井 孝一 栃木県足利市梁田町53番地1
監事 須永 勝治 栃木県足利市堀込町1105番地1

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年(家)第9326号
福岡県飯塚市伊岐須53番地16
申立人 北條ひとみ
本籍福岡県飯塚市目尾1121番地3、最後の住所北九州市八幡東区勝山2丁目7番1-303号、死亡の場所福岡県北九州市八幡東区、死亡年月日令和3年11月5日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和28年2月14日、職業不明
被相続人 亡 松田 章
事務所北九州市若松区浜町2丁目2番4号
相続財産清算人 司法書士 吉田 信也
催告期間満了日 令和7年10月14日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第6001号
長崎県平戸市岩の上町1508番地3
申立人 平戸市
本籍長崎県平戸市岩の上町1303番地、最後の住所長崎県平戸市岩の上町1380番地、死亡の場所長崎県平戸市、死亡年月日令和6年2月6日、出生の場所長崎県北松浦郡平戸町、出生年月日昭和24年11月10日、職業不明
被相続人 亡 釣谷 保雄

長崎県平戸市平戸町山内免378番地2 飛鸞ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 洋介
催告期間満了日 令和7年10月10日
長崎家庭裁判所平戸支部

令和7年(家)第20020号
大分市末広町2丁目3番28号
申立人 株式会社オーシー
本籍大分県白杵市大字田井921番地21、最後の住所大分県白杵市大字田井921番地の21、死亡の場所大分県白杵市、死亡年月日推定令和6年3月14日、出生の場所大分県白杵市、出生年月日昭和34年8月26日、職業不明
被相続人 亡 木津 文孝
事務所大分市城崎町3丁目2番30号 井上ビル
相続財産清算人 司法書士 小倉 剛
催告期間満了日 令和7年10月26日
大分家庭裁判所

令和6年(家)第2540号
京都市右京区太秦安井辻ノ内町17・18合地
申立人 加藤 丈人
本籍大阪市城東区関目4丁目2番地、最後の住所京都市右京区太秦下刑部町182番地 コリドール天神川408号、死亡の場所京都市山科区、死亡年月日令和6年1月8日、出生の場所大阪市城東区、出生年月日昭和38年11月16日、職業不明
被相続人 亡 犀本 智淨
事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町700 弘希ビル2階 弘希総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 今尾 元彦
催告期間満了日 令和7年10月9日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第44号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
代表者代表取締役 土屋 太郎
本籍大阪府羽曳野市島泉3丁目4番、最後の住所京都市伏見区樽屋町992番地 佐々木マンション111号、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和5年9月11日、出生の場所福岡県糟屋郡勢門村、出生年月日昭和23年1月2日、職業不明
被相続人 亡 丹部 正昭

事務所京都市中京区麁屋町通御池上る上白山町258-1 弁護士法人前堀・村田総合
相続財産清算人 弁護士 荒牧 潤一
催告期間満了日 令和7年10月9日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第84号
大阪市中央区備後町2丁目2番1号
申立人 株式会社りそな銀行
本籍奈良県生駒郡三郷町城山台1丁目5番、最後の住所奈良県生駒郡三郷町城山台1丁目5番1号、死亡の場所奈良県生駒市、死亡年月日令和6年7月23日、出生の場所鹿児島県肝属郡内之浦町、出生年月日昭和36年12月1日、職業不明
被相続人 亡 松原 孝美
奈良市登大路町5番地修徳ビル1階登大路総合法律事務所
相続財産清算人 福井麻起子
催告期間満了日 令和7年10月4日
奈良家庭裁判所

令和7年(家)第98号
岡山県津市近長219番地1
申立人 三宅 邦守
本籍島根県出雲市今市町1218番地、最後の住所島根県出雲市塩冶町1536番地、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日平成15年5月27日、出生の場所島根県簸川郡今市町、出生年月日大正14年3月31日、職業不詳
被相続人 亡 三島 文枝
島根県出雲市今市町1504番地1、事務所島根県出雲市今市町1165番地9
相続財産清算人 司法書士 塩野 真弓
催告期間満了日 令和7年9月30日
松江家庭裁判所出雲支部

令和7年(家)第87号
岡山県倉敷市笹沖180番地
申立人 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会
代表者理事長 中桐 泰
本籍岡山県倉敷市児島田の口2048番地、最後の住所岡山県倉敷市児島小川9丁目1番46号
介護老人保健施設老健いこいの家、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和5年8月29日、出生の場所岡山県児島市、出生年月日昭和23年8月26日、職業無職
被相続人 亡 長沢 芳明
福島市花園町1番30号 1階 佐々木廣充法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐々木廣充
催告期間満了日 令和7年10月10日
福島家庭裁判所

岡山市北区富田町2丁目13番15号吉沢ビル2階
相続財産清算人 弁護士 岡原 洋介
催告期間満了日 令和7年10月3日
岡山家庭裁判所児島出張所

令和7年(家)第40034号
東京都千代田区麹町5丁目2番地1
申立人 株式会社オリエントコーポレーション
本籍北海道札幌市清田区平岡8条3丁目8番、最後の住所札幌市清田区平岡8条3丁目8番7号、死亡の場所北海道札幌市清田区、死亡年月日令和6年3月30日、出生の場所秋田県北秋田市鷹巣町、出生年月日昭和37年10月31日、職業不詳
被相続人 亡 伊藤 昭弘
札幌市中央区北1条西9丁目3番地1 南大通ビルN1 7階 弁護士法人札幌・石川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大川 拓也
催告期間満了日 令和7年10月24日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第9002号
秋田県横手市十文字町字曙町26番地
申立人 小川 達
本籍秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字北蛭川103番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県横手市、死亡年月日令和6年4月23日、出生の場所秋田県雄勝郡東成瀬村、出生年月日昭和23年11月2日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 キク
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町4番地11
相続財産清算人 司法書士 佐藤 新
催告期間満了日 令和7年11月4日
秋田家庭裁判所横手支部

令和7年(家)第7009号
福島市上鳥渡字小堀内東5番地
申立人 尾形 忠明
本籍福島県福島市黒岩字田部屋8番地、最後の住所福島市東中央1丁目11番地 ニチイケアセンター東中央、死亡の場所福島市、死亡年月日令和6年7月26日、出生の場所福島市、出生年月日昭和26年7月2日、職業無職
被相続人 亡 長沢 芳明
福島市花園町1番30号 1階 佐々木廣充法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐々木廣充
催告期間満了日 令和7年10月10日
福島家庭裁判所

令和6年(家)第30158号

茨城県水戸市本町2丁目1番22号

申立人 株式会社竹之内商店

茨城県水戸市本町2丁目1番22号クレセール
本町602

申立人 立原 貞夫

本籍茨城県水戸市城東3丁目5番、最後の住所茨城県水戸市城東3丁目5番12号、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和5年4月30日、出生の場所茨城県水戸市、出生年月日昭和37年8月4日、職業不明

被相続人 亡 吉田 宏

茨城県水戸市大町2丁目1番26-207号種
田・鈴木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関山 英忠

催告期間満了日 令和7年10月16日

水戸家庭裁判所

令和6年(家)第30163号

茨城県笠間市福原588番地1

申立人 渡部 賢司

本籍茨城県桜川市猿田608番地、最後の住所茨城県笠間市旭町350番地18、死亡の場所茨城県笠間市、死亡年月日令和6年1月18日、出生の場所茨城県西茨城郡東那珂村、出生年月日昭和24年8月20日、職業大工

被相続人 亡 平田 秀雄

茨城県水戸市南町3丁目3番33号 P S 第3
ビル8階みとみらい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤田奈津子

催告期間満了日 令和7年10月16日

水戸家庭裁判所

令和6年(家)第3113号

茨城県常総市坂手町6245

申立人 長塚希一郎

本籍茨城県常総市坂手町1312番地、最後の住所茨城県常総市坂手町1311番地3、死亡の場所茨城県常総市、死亡年月日令和6年4月12日、出生の場所茨城県水海道市、出生年月日昭和25年3月14日、職業無職

被相続人 亡 長塚 健

事務所茨城県下妻市大園木2839番地1 大建ビル2階つくばね法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯塚 夏樹

催告期間満了日 令和7年10月10日

水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第4002号

群馬県前橋市元総社町157番地1 D S ハイ
ツ405号

申立人 大嶋 京子

本籍新潟県長岡市浦瀬町198番地1、最後の住所群馬県利根郡みなかみ町布施123番地、死亡の場所群馬県沼田市、死亡年月日令和6年7月30日、出生の場所新潟県長岡市、出生年月日昭和55年12月16日、職業不詳

被相続人 亡 高橋 哲

事務所群馬県前橋市大手町3丁目4番地16号

石原・閔・猿谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安力川美貴

催告期間満了日 令和7年10月10日

前橋家庭裁判所沼田支部

令和6年(家)第30421号

千葉市中央区千葉港1番1号

申立人 千葉市

本籍千葉市緑区高田町1082番地、最後の住所千葉市緑区高田町1082番地98、死亡の場所千葉県千葉市緑区、死亡年月日推定令和5年10月19日、出生の場所静岡県富士宮市、出生年月日昭和35年12月4日、職業不明

被相続人 亡 坂本 恭子

事務所千葉市中央区中央4丁目17番3号袖ヶ浦ビル6階 佐野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石垣ゆり子

催告期間満了日 令和7年10月28日

千葉家庭裁判所

令和6年(家)第30402号

千葉市中央区都町1丁目45番14号

申立人 株式会社リリィオフィス

本籍千葉県柏市南逆井3丁目12番、最後の住所千葉県柏市南逆井3丁目12番21号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和5年1月27日、出生の場所千葉県東葛飾郡柏町、出生年月日昭和24年3月23日、職業不詳

被相続人 亡 小林 良枝

事務所千葉県柏市中央町6-19 コープビル
柏4階 柏総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 牧田謙太郎

催告期間満了日 令和7年10月28日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和6年(家)第73025号

東京都八王子市南陽台1丁目12番5号

申立人 飯塚 國雄

本籍東京都新島村本村4丁目6番地、最後の住所東京都新島村本村4丁目2番9号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和5年11月18日、出生の場所東京都新島本村、出生年月日昭和32年1月22日、職業自営業

被相続人 亡 前田きく子

事務所東京都港区虎ノ門3丁目10番4-810
号山口雅主法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 雅主

催告期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73081号

東京都千代田区飯田橋2丁目9番6号 東西
館ビル本館25号

申立人 岩瀬 晴彦

本籍東京都千代田区外神田6丁目1番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町4丁目20番4号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和6年9月1日、出生の場所静岡県田方郡網代町、出生年月日昭和9年4月19日、職業無職

被相続人 亡 宮崎 洋子

事務所東京都千代田区麹町4-8-26ロイクラ
トン麹町1階倫総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮川 優子

催告期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73145号

群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110

申立人 群馬県吾妻郡嬬恋村

本籍東京都港区西麻布2丁目24番、最後の住所東京都港区西麻布1丁目6番5号ツインピークA301、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令和2年3月9日、出生の場所栃木県下都賀郡国分寺村、出生年月日昭和26年4月12日、職業不詳

被相続人 亡 大柿 慎夫

事務所東京都中野区本町2丁目46番4号中野
坂上サンブライアネックス404 アクシアム
法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中田 圭一

催告期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73165号

埼玉県所沢市北有楽町24番10号 エールプラ
ザ航空公園206

申立人 太田 翔平

本籍東京都大田区南蒲田2丁目25番、最後の住所東京都大田区南蒲田2丁目25番14号、死亡の場所埼玉県日高市、死亡年月日令和6年7月12日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和36年2月10日、職業無職

被相続人 亡 田中 正和

事務所東京都中央区銀座1丁目10番3号銀座
DTビル4階 千葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 千葉 道則

催告期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73190号

東京都江東区豊洲1-3-7-503

申立人 漆戸 研兒

本籍宮城県白石市城北町137番地、最後の住所東京都練馬区関町北3丁目5番15号-1、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日令和6年8月7日、出生の場所新潟県古志郡都栖吉村、出生年月日昭和23年1月20日、職業無職

被相続人 亡 高梨総一郎

事務所東京都千代田区六番町15番2号鳳翔ビ
ル3階Aみつば総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安藤 真一

催告期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73339号

東京都文京区千駄木5丁目28番2号

申立人 バルテンシュタイン永岡美穂子

本籍東京都北区堀船2丁目27番、最後の住所東京都文京区白山2丁目29番9号グループ
ホーム白山みやびの郷、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年8月8日、出生の場所東京市麻布区、出生年月日昭和2年12月6日、職業無職

被相続人 亡 赤澤 道子

事務所東京都千代田区神田須田町1丁目10番
42号エスペランサ神田須田町4B 弁護士法人マエストロ東京事務所

相続財産清算人 弁護士 松井 章義

催告期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第73507号
東京都港区南青山5-11-14 H&M南青山
E206 古屋総合法律事務所
申立人 古屋有実子
本籍山梨県南巨摩郡身延町飯富1286番地、最後の住所東京都世田谷区羽根木2丁目6番5号、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和6年9月18日、出生の場所埼玉県川越市、出生年月日昭和37年5月16日、職業不明
被相続人 亡 望月 伸
事務所東京都新宿区神楽坂5丁目8番地 恵比寿亭ビル402号室 宮村・井桁法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮村 啓太
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70106号
東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
申立人 杉並区長
本籍東京都渋谷区富ヶ谷1丁目1565番地、最後の住所東京都杉並区下高井戸4丁目29番11号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日推定令和4年2月7日、出生の場所東京府東京市渋谷区、出生年月日昭和11年7月4日、職業不詳
被相続人 亡 渡辺富美代
事務所東京都中央区銀座1丁目7番6号 銀座河合ビル5階 新都市総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡邊 優一
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70153号
東京都三鷹市野崎1丁目1番1号
申立人 三鷹市
本籍東京都新宿区新宿2丁目1番地、最後の住所東京都新宿区新宿6丁目27番10号 シャンボール新宿404、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成17年2月7日、出生の場所東京市四谷区、出生年月日昭和12年3月17日、職業不詳
被相続人 亡 久保 政光
事務所東京都中央区銀座3-9-19 吉澤ビル8階 東京21法律事務所
相続財産清算人 弁護士 広津 佳子(戸籍上の氏名橋高佳子)
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第15011号
新潟市南区白根東町1-3-26
申立人 長沼 義美
本籍新潟県新潟市南区白根2392番地、最後の住所新潟市南区白根2392番地、死亡の場所新潟県新潟市南区、死亡年月日令和6年10月8日、出生の場所新潟県白根市、出生年月日昭和37年6月19日、職業会社員
被相続人 亡 吉川 元治
新潟市中央区上大川前通八番町1255 L.Sビル3階 松岡功太郎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松岡功太郎
催告期間満了日 令和7年10月10日
新潟家庭裁判所

令和6年(家)第70259号
兵庫県姫路市書写50番地1
申立人 川島 卓也
本籍兵庫県姫路市家島町宮929番地6、最後の住所兵庫県姫路市家島町宮871番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和4年9月28日、出生の場所兵庫県飾磨郡家島町、出生年月日昭和12年7月8日、職業無職
被相続人 亡 原田 照夫
事務所兵庫県姫路市安田3-103-2 藤田・川崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 磯野 元
催告期間満了日 令和7年10月18日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第1006号
奈良県桜井市朝倉台西8丁目108番地の71
申立人 五味 愛直
本籍奈良県宇陀郡曾爾村大字小長尾486番地、最後の住所奈良県宇陀市榛原笠間2540番地心境荘苑、死亡の場所奈良県宇陀市、死亡年月日令和6年12月26日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和24年7月7日、職業無職
被相続人 亡 大向 義正
奈良市高天市町11 高天飯田ビル6階 やすらぎ法律事務所
相続財産清算人 北條 正崇
催告期間満了日 令和7年10月17日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和6年(家)第30523号
神戸市灘区篠原北町3丁目18番4号 加藤方
申立人 一橋 久子
本籍広島市東区二葉の里1丁目6番、最後の住所広島市東区二葉の里1丁目6番11-201号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日令和5年9月27日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和48年10月27日、職業会社員
被相続人 亡 一橋 裕史
事務所神戸市中央区京町80番クリエイト神戸9階弁護士法人東町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 羽柴 研吾
催告期間満了日 令和7年10月14日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30002号
広島市安佐南区古市2丁目5番3号
申立人 中尾 一郎
本籍広島県安芸郡坂町植田3丁目7169番地1、最後の住所広島県安芸郡坂町植田2丁目6番12号、死亡の場所広島県安芸郡坂町、死亡年月日令和6年10月25日頃、出生の場所広島県安芸郡坂町、出生年月日昭和19年8月15日、職業無職
被相続人 亡 下花 文男
広島市西区高須1丁目12番39号
相続財産清算人 司法書士 妻澤 裕幸
催告期間満了日 令和7年10月14日
広島家庭裁判所

相続権主張の催告期間満了日の変更
令和6年6月6日掲載の神戸家庭裁判所姫路支部に係る相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、催告期間の満了日を次のとおり変更します。

令和6年(家)第70047号
兵庫県姫路市飾磨区富士見ヶ丘町6番地12
申立人 赤穂 哲
本籍兵庫県姫路市柿山伏50番地、最後の住所兵庫県姫路市柿山伏50番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和6年1月9日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和22年5月19日、職業無職
被相続人 亡 齋藤 慎一
旧催告期間満了日 令和7年1月6日
新催告期間満了日 令和7年5月30日
神戸家庭裁判所姫路支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第932号

東京都練馬区貫井4丁目4番4号

申立人 野島 義徳

本籍東京都練馬区石神井町8丁目32番、最後の住所青森県弘前市大字桔梗野2丁目19番地21さくら荘102号

不在者 野島 忠義

昭和16年1月25日生

届出期間満了日 令和7年7月6日

青森家庭裁判所弘前支部

令和6年(家)第371号

栃木県塙谷郡高根沢町大字石末1177番地

申立人 山本 貞雄

本籍栃木県塙谷郡高根沢町大字石末1177番地、最後の住所栃木県塙谷郡高根沢町大字石末1177番地

不在者 山本清次郎

明治15年3月5日生

届出期間満了日 令和7年7月15日

宇都宮家庭裁判所

令和6年(家)第848号

川崎市幸区塚越4丁目314番地2 塚越マンション301

申立人 綿住 和子

本籍神奈川県川崎市幸区塚越4丁目314番地2、最後の住所川崎市幸区塚越4丁目314番地2 塚越マンション301

不在者 綿住 一博

昭和25年1月5日生

届出期間満了日 令和7年6月30日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和6年(家)第658号
兵庫県姫路市広畠区東新町3-96-4 404
申立人 雲丹亀博美
本籍兵庫県姫路市山田町西山田556番地、最後の住所兵庫県姫路市山田町西山田556番地
不在者 雲丹亀伶子
昭和8年3月28日生
届出期間満了日 令和7年6月30日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和6年(家)第93号
福島県いわき市常磐上湯長谷町金ノ前101-4
申立人 春木ゆかり
本籍和歌山県東牟婁郡串本町串本1032番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡串本町串本1109番地
不在者 林 静夫
昭和23年9月28日生
届出期間満了日 令和7年6月27日
和歌山家庭裁判所田辺支部

令和6年(家)第116号
鳥取県西伯郡南部町倭209番地2
申立人 矢田貞明美
本籍鳥取県西伯郡南部町馬場259番地、最後の住所朝鮮京城市鐘路区孝子町番地不詳
不在者 岩磨 研佐
昭和12年3月29日生
届出期間満了日 令和7年6月26日
鳥取家庭裁判所米子支部

令和6年(家)第128号
鳥取県米子市蚊屋293番地9
申立人 杉本 彩
本籍鳥取県米子市蚊屋293番地2、最後の住所鳥取県米子市蚊屋293番地9
不在者 杉本 青志
昭和53年12月11日生
届出期間満了日 令和7年6月26日
鳥取家庭裁判所米子支部

令和6年(家)第150号
鳥取県米子市米原4丁目6番35-607号
申立人 德永 俊子
本籍鳥取県米子市上福原7丁目1811番地6、最後の住所鳥取県米子市上福原7丁目6番70号
不在者 德永 輝雄
昭和27年8月11日生
届出期間満了日 令和7年6月30日
鳥取家庭裁判所米子支部

令和6年(家)第130号
福岡県飯塚市伊岐須179番地7
申立人 工藤 攻一
本籍福岡県飯塚市伊岐須3番地、最後の住所
ブラジル連邦共和国サンパウロ市以下不詳
不在者 工藤喜代美
大正14年11月26日生
届出期間満了日 令和7年6月30日
福岡家庭裁判所飯塚支部

令和6年(家)第961号
仙台市太白区西中田3丁目2番7-203号
申立人 飯田健太郎
本籍仙台市若林区白萩町538番地、最後の住所不明
不在者 後藤さき子
大正14年10月30日生
届出期間満了日 令和7年6月30日
仙台家庭裁判所

令和6年(家)第1348号
埼玉県八潮市八潮6丁目29番地16 シエルエトワレ305号室
申立人 鈴木 潤
本籍東京都足立区六町4丁目10番、最後の住所埼玉県川口市金山町1番6号 リジェ金山301号
不在者 鈴木 浩
昭和37年8月6日生
届出期間満了日 令和7年7月4日
さいたま家庭裁判所

令和6年(家)第737号
岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永689番地5
申立人 大久保義夫
本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町春日香六460番地1、最後の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永689番地5
不在者 大久保きよゑ
昭和28年7月18日生
届出期間満了日 令和7年6月30日
岐阜家庭裁判所大垣支部

令和6年(家)第802号
岐阜県瑞浪市上野町3丁目68番地の3
申立人 北原 弘志

本籍鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2437番地、最後の住所岐阜県瑞浪市上野町3丁目68番地の3
不在者 北原 昂也
平成3年5月21日生
届出期間満了日 令和7年7月10日
岐阜家庭裁判所多治見支部

失踪宣告

令和6年(家)第805号
本籍東京都品川区東大井2丁目72番地、最後の住所埼玉県北埼玉郡川里町上会下612番地
不在者 杉田 義雄
大正7年1月2日生
令和7年2月28日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第837号
本籍神奈川県海老名市東柏ケ谷6丁目16番、最後の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷3丁目15番15号コーコボさがみ野C101号
不在者 井上 勇太
昭和60年3月5日生
令和7年2月26日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第408号
本籍大阪府藤井寺市小山1丁目478番地、最後の住所大阪府羽曳野市高鶴1丁目8番16号
不在者 田中 昭
昭和17年3月21日生
令和7年3月1日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

令和6年(家)第186号
本籍奈良県大和高田市東中2丁目283番地12、最後の住所奈良県大和高田市東中2丁目15番53号
不在者 山口 次治
昭和20年9月27日生
令和7年3月1日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所葛城支部裁判所書記官

令和6年(家)第188号
本籍高知県香美市土佐山田町植172番地、最後の住所高知県香美市土佐山田町植172番地
不在者 岡 富美子
大正10年5月22日生
令和7年2月27日失踪宣告審判確定
高知家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第6号

静岡県袋井市浅羽2777番地の1

申立人 サンワ化学株式会社

代表者代表取締役 西野 勝皓

権利を争う旨の申述の終期 令和7年2月26日

令和7年2月28日 神戸簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 R C 60281

金額 240,680円

支払期日 令和6年9月30日

支払地 兵庫県神戸市

支払場所 株式会社りそな銀行神戸支店

振出日 令和6年6月5日

振出地 兵庫県神戸市

振出人 ゴム工業資材株式会社 取締役社長

常深 友彰

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第58号

東京都千代田区二番町11番地10

債務者 有限会社MAM

代表者取締役 佐藤 政美

1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 平 和晃

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第27号
大阪市浪速区幸町2丁目3番3号宮井OMオフィスビル301号
債務者 株式会社ディープラス
代表者代表取締役 山本 利彦
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 北井 歩
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時20分
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第276号
名古屋市守山区緑ヶ丘801番地
債務者 有限会社友善
代表者取締役 山畠 憲一
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 梅村 明男
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後2時50分
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第8号
愛知県豊橋市西幸町字幸133番地17
債務者 有限会社正起通商
代表者代表取締役 柴田 正明
1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西村 和之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後2時10分
　　名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第267号
札幌市南区澄川3条1丁目9-53J マック205号
債務者 有限会社バッヂ
代表者取締役 阿部 雅勝
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 齋藤 弘毅
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時30分
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第45号
愛知県額田郡幸田町大字横落字向野41番地3
債務者 株式会社RAD JAPAN
代表者代表取締役 福井 彰平

1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 増田 大輔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後2時30分
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第290号
札幌市北区太平7条4丁目4番20号
債務者 株式会社シンク
代表者代表取締役 小泉 良孝
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 新井田芳治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前11時30分
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第29号
名古屋市守山区今尻町413番地
債務者 株式会社WORKS
代表者代表取締役 八木 宏樹
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木村 俊昭
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時30分
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第287号
愛知県豊川市新豊町1丁目106番地
債務者 アイキューフーズ有限会社
代表者取締役 乾 とし子
1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菊地令比等
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時
　　名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第239号
東京都大田区大森東2丁目18番10号OMイースト301
債務者 合同会社ファーゲート
代表者代表社員 岩井 公亮
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉岡 納
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時30分
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第27号
新潟県柏崎市柳橋町6番30号
債務者 有限会社高橋節雄商店
代表者代表取締役 丸田 倉三
1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 五十嵐 亮
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第764号
大阪市大正区小林西2丁目1番1号
債務者 コスモ建設株式会社
代表者代表取締役 新垣 辰實
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 明俊
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後2時
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第19号
栃木県栃木市嘉右衛門町12番15号
債務者 合同会社大地
代表者代表社員 島村 博
1 決定年月日時 令和7年3月13日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 薄井 里奈
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時45分
　　宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第797号
大阪府茨木市舟木町5番16号柴田ビル2F
債務者 株式会社マツミ
代表者代表取締役 宮脇 美樹
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 向井 謙二
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第68号
宮崎市田野町乙7225番地5
債務者 クライミングパートナーズ株式会社
代表者代表取締役 西村 正也
1 決定年月日時 令和7年3月13日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷田 寿人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時40分
　　宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第354号

名古屋市昭和区萩原町3丁目25番地の1
A、従前の住所名古屋市天白区原3丁目1404番地
債務者 三輪 金明

1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮崎 真由
4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午後1時50分
6 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第207号

千葉県船橋市夏見5丁目29番4-318号
債務者 高田 徳幸

1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 曾我 一義
4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後1時40分
6 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第162号

千葉県船橋市上山町1丁目96番地1 さつきマンション301号
債務者 秋田貴志こと CHO O KW I J I
秋 貴志(チュ キジ)

1 決定年月日時 令和7年3月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳
4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時40分
6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第208号 千葉県習志野市鷺沼3丁目18番33-2号 債務者 田村 淳 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 常木 康昭 4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第31号 千葉県木更津市江川83番地2 債務者 神崎 和幸 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 千葉地方裁判所木更津支部 令和7年（フ）第32号 千葉県木更津市江川83番地2、前住所千葉県木更津市清見台1丁目18番18号 アゼリア1号室 債務者 神崎 真理（旧姓三枝） 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 千葉地方裁判所木更津支部 令和7年（フ）第92号 千葉県八千代市勝田台2丁目28番地16 債務者 大和 広幸 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇都宮大地 4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後2時40分 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（フ）第34号 神奈川県小田原市矢作37番地の15 Three Arrows B号室 債務者 川倉 光治 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上慶一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第150号 千葉県船橋市芝山1丁目40番9棟902号 債務者 斎藤 明 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 功 4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年（フ）第35号 神奈川県小田原市矢作37番地の15 Three Arrows B号室 債務者 川倉 やよい 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上慶一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年（フ）第6号 群馬県利根郡川場村大字萩室407番地3 債務者 横坂 寧々 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川住 岳央 4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 前橋地方裁判所沼田支部破産係 令和7年（フ）第28号 千葉県浦安市北栄4丁目25番3-104号 ブロッサムガーデン 債務者 工藤 淳一 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越川新太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（フ）第140号 京都府京田辺市草内犬伏6番地 債務者 奥西 克旨 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向井 理佳 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和6年（フ）第1757号 千葉県市原市菊間1700番地11 コーポ早坂203号 債務者 柴崎 貴司 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 國吉 宏明 4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第18号 長野県諫訪郡下諺訪町842番地の5 債務者 石田 孝宏 1 決定年月日時 令和7年3月13日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢島 久資 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 長野地方裁判所諫訪支部 令和7年（フ）第226号 東京都八王子市大塚544番地1 パークコート102号 債務者 北村 裕樹 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 隆文 4 破産債権の届出期間 令和7年4月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
---	--

令和7年(フ)第163号 仙台市青葉区米ヶ袋2丁目3番45-601号 債務者 菊池 英樹 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田 純也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 射場 和子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松川 義行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 宜智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第234号 仙台市泉区館2丁目6番地の13 債務者 相原 和久 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 智彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 良太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 高知地方裁判所中村支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦本 真希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 室屋 和輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時5分 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第711号 大阪府守口市桃町10番16号、前住所大阪府茨木市見付山1丁目1番41号の3 債務者 梶田 武史 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福岡 宏海 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平岡 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川城 政人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 健太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所直方支部
令和6年(フ)第680号 広島市中区幟町6番25-301号 サン幟町 債務者 本田さおり 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山根 嗣朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 ヨコシマ 俊樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 福岡地方裁判所直方支部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田所 宏次郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小屋野 匡 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第389号 愛媛県松山市堀江町甲1121番地7 アルト堀江2308号 債務者 渡里 晃	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野 敦子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所直方支部	1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田所 宏次郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 宜智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第117号	横浜市港北区新羽町1671番地 イーグル501号室 債務者 中村 博基 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青山 良治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第142号	京都市伏見区西柳町546番地8 債務者 ホピードリームこと 山谷 政敏 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三輪 匠美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第194号	札幌市白石区平和通1丁目南5番16号 債務者 前川 尚 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井川 寿幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第266号	愛知県海部郡蟹江町泉1丁目20番地4 債務者 蜂須賀トキ子 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 美果 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第297号	名古屋市北区田幡2丁目9番8号 サンライズ黒川205号 債務者 大西 光弘

1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西尾茉莉恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第4469号
大阪府摂津市正雀4丁目10番32-206号 債務者 e y e l a s h k u k u n a + こと 三々賀 敦 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第87号
埼玉県八潮市大字八條1567番地 八潮団地4号棟503号室 債務者 吉田 竹男 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小宮 豊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第2758号
横浜市神奈川区羽沢町1002番地1 コーポラス羽沢103号 債務者 後藤 純子 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 角田 勝政 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第26号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷3番地18 町営 新町団地C7棟4号 債務者 山口さゆみ

令和7年(フ)第119号	愛知県小牧市小牧2丁目41番地 サンシャイン小牧201号 債務者 福丸 学 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小出 麻緒 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第24号	神奈川県茅ヶ崎市東海岸北3丁目13番10号 債務者 菅野 隆介 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 珠美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2782号	名古屋市南区鳴浜町2丁目4番地の1、従前の住所愛知県大府市柊山町6丁目22番地 プラネットD305号 債務者 島田 翔太 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 幹寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第340号	名古屋市中区供米田2丁目706番地 エルフィン102号 債務者 中村憲一郎 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野 佑輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第172号 京都市左京区松ヶ崎樋ノ上町24番地 Palazzo di Ratti 111号 債務者 石田 航平 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 祐貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第24号 長野市三輪5丁目5番1110号、旧住所長野市大字高田475番地1 ハイツ高田201 債務者 中村 貢 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久田 道人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 長野地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第22号 長崎県佐世保市勝富町4番11号 102号、前住所長崎県佐世保市瀬戸越1丁目1570番地202 債務者 川内 耕介 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹口 将太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第738号 埼玉県草加市手代1丁目35番5-306号 債務者 伊藤 範之 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西原 将明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後3時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>
<p>令和6年(フ)第86号 広島県呉市東中央3丁目4番2号 債務者 重田 栄作 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮城 孝博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 広島地方裁判所呉支部</p>	<p>令和7年(フ)第25号 長野市三輪5丁目5番1110号、旧住所長野市大字高田475番地1 ハイツ高田201 債務者 中村 繁子 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久田 道人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 長野地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第10号 石川県小松市能美町ソ122番地6、従前の住所名古屋市北区大曾根4丁目17番30号 プレサンス大曾根駅前ファースト1004号 債務者 藤原 瞳 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飴山 恵美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第186号 大阪市西淀川区姫里1丁目17番6-312号 債務者 堀上 竜太 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 隆博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和6年(フ)第353号 佐賀市本庄町大字袋230番地1 安寿1号室、前住所佐賀市新栄西1丁目5番17号 モートサイドエガミB号101号室 債務者 古川由美子 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 名和田陽子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第352号 名古屋市名東区明が丘122番地 はとビル503号 債務者 仲間 裕樹 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田 哲嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第85号 名古屋市名東区高針原2丁目606番地 グランドウル高針原403号 債務者 原 昭雄 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 亮太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第187号 大阪市西淀川区姫里1丁目17番6-312号 債務者 堀上 恵 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 隆博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
<p>令和6年(フ)第395号 佐賀市高木瀬西3丁目3番31号、前住所佐賀市大和町大字東山田3200番地46 債務者 原田 和亞 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤崎 純一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第679号 大阪市港区港晴2丁目4番8号 債務者 矢野 賢二 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐山 寧秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第120号 札幌市中央区南13条西6丁目4-3 アルファ中島公園402、住民票上の住所北海道亀田郡七飯町本町2丁目25番15号 債務者 佐藤 瑞穂 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮永 尊文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第638号 大阪府茨木市上中条1丁目3番11号 プレジール上中条B棟 302号 債務者 藤原 卓也 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 龍亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>

令和7年(フ)第687号	大阪市鶴見区横堤2丁目21番2号 債務者 井ノ口裕二 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 雅義 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第335号	和歌山県海南市日方294番地 債務者 柴崎 三幸 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 手押 誓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第3947号	大阪市旭区森小路1丁目14番24号 長門ハイツ2 301号 債務者 福本さおり 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉本 真憲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第47号	福井市新田塚1丁目10-29 新田塚エンビィハイツ301、住民票上の住所福井市浄教寺町第3号72番地 債務者 大河原正博 1 決定年月日時 令和7年3月12日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森口 功一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時5分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第260号	千葉県市川市相之川2丁目14番22-301号(fa k t 2) 債務者 泉 智与 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 智之 4 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第171号	千葉県市原市ちはら台西5丁目3番地1 ソフィアパレス101号 債務者 石田 勉 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長岡みち子 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第172号	千葉県八千代市大和田191番地2 carrot-K・T102 債務者 前田 由美 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 大介 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第178号	千葉県市原市古敷谷840番地1 債務者 鎌滝 拓 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小島 千鶴 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第244号	千葉県習志野市鷺沼5丁目8番16号 ブラウド幕張本郷VI105号 債務者 坂部 允則 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 綱代 真治 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第262号	千葉県市川市大野町3丁目268番地4 債務者 萩野 光璃 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大久保佳織 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第48号	千葉県成田市西大須賀550番地(寮29号室) 債務者 大津 純也 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関 雄作 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第89号	大阪府枚方市津田元町3丁目34番30号 債務者 中山 裕貴 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂東 大士 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第594号	大阪市浪速区湊町2丁目2番40-313号 債務者 石神 豪 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前川 宙貴 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	
令和7年(フ)第66号	函館市若松町35番16号 債務者 坂井さゆり 1 決定年月日時 令和7年3月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第27号	山形市大字漆山1239番地の3 債務者 黒田 秀子 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第220号	愛知県知多郡武豊町大字富貴字新薄里147番地 ノープルハイツⅢ102号 債務者 石川 博章 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第289号	名古屋市中村区豊国通3丁目8番地の1 コーポR&K 2C号、従前の住所名古屋市中村区鳥居西通2丁目8番地 ウエルネス305号 債務者 内田 義秋 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第289号	名古屋市中村区豊国通3丁目8番地の1 コーポR&K 2C号、従前の住所名古屋市中村区鳥居西通2丁目8番地 ウエルネス305号 債務者 内田 義秋 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第291号	名古屋市北区金城町3丁目3番地の6 アクシス金城町208号 債務者 上條 健二 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第322号 名古屋市中川区西伏屋3丁目201番地の4 ラブリーハウス3番館302号 債務者 平田 実来 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第337号 名古屋市千種区霞ヶ丘2丁目7番9-203号 市営霞ヶ丘荘 債務者 福谷 一弘 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第677号 大阪府八尾市高砂町1丁目33番地の2 市営住宅25-13号 債務者 林 健太 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第325号 名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘 2棟1116号 債務者 坂口 将太 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第338号 名古屋市北区中切町5丁目1番地 県営川中 住宅3棟503号 債務者 大西 了 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月14日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1465号 東京都杉並区和田1丁目18-1 債務者 中渡瀬大吾 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第327号 名古屋市天白区元八事2丁目185番地 サ ニーサイド八事4A号 債務者 和田 浩司 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第345号 愛知県清須市西枇杷島町弁天52番地 リバー サイド52・103 債務者 森本 繁義 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月14日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1466号 東京都足立区大谷田5丁目11-2-201 債務者 平井亜由美 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第328号 名古屋市港区稻永2丁目1番2-202号 み なと稻永住宅 債務者 小森園レナンこと KOMORI ZO NO RENAN RYUSKE 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第346号 名古屋市中村区名駅南1丁目11番2号 中駒 名駅南マンション903号 債務者 古田 芳恵 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後1時30分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第426号 大阪市東成区東今里1丁目5番1-606号、 前住所・事業所所在地大阪市中央区西心斎橋 2丁目10番13-401号 クリスタルエグゼ 心斎橋(前々住所) 大阪市東成区中本3丁目9 番20-601号 債務者 Recelixこと 川畠 佳代 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第329号 名古屋市港区稻永2丁目1番2-202号 み なと稻永住宅 債務者 小森園レナンこと KOMORI ZO NO RENAN RYUSKE 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第33号 長崎県長崎市竹の久保町10番12号 債務者 田上美和子	1 決定年月日時 令和7年3月13日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1501号 東京都世田谷区柏谷2丁目5-23-307 債務者 佐藤 青弥 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1523号 東京都豊島区池袋2丁目23-18-206 債務者 吉本 昌夫 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1561号 東京都葛飾区立石2丁目19-1-203 債務者 又吉 盛勝 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1603号 東京都中野区上鷺宮5丁目8-11-102 債務者 内田 和幸 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1461号 東京都練馬区大泉学園町8丁目16-24-205 債務者 平野 進 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1527号 東京都練馬区貫井4丁目37-25-101 債務者 小野寺真希 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1562号 東京都北区赤羽西4丁目16-1-103 債務者 安藤さち子 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1604号 東京都豊島区池袋本町4丁目28-1-106 債務者 吉田 空 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1464号 東京都目黒区原町1丁目17-2-205 債務者 立川 貴一 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1552号 東京都板橋区東新町2丁目25-3-104 債務者 猪股 夢丸 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1566号 東京都板橋区坂下1丁目8-10-112 債務者 都竹 正吉 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1607号 東京都豊島区高松2丁目27-3-202 債務者 比嘉 悠人 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1524号 東京都品川区戸越5丁目12-17-302 債務者 中谷美智子 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1556号 東京都練馬区北町1丁目17-18-401 債務者 味岡 誠一 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1567号 東京都板橋区坂下1丁目8-10-112 債務者 都竹府佐江 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1609号 東京都荒川区荒川2丁目54-9-105 債務者 岡 津登武 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1555号 東京都江戸川区南葛西6丁目25-5-705 債務者 澤村千鶴子 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1564号	東京都大田区東矢口1丁目14-30-101 債務者 志水 淑子 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1568号	東京都港区赤坂7丁目6-52-401 債務者 松山 正明 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1557号	東京都北区東十条5丁目7-6 やすらぎの里東十条 債務者 伊藤 治 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前11時
	東京地方裁判所民事第20部
	破産手続終結
令和4年(フ)第728号	さいたま市大宮区天沼町2丁目727番地5 破産者 株式会社信濃屋 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和5年(フ)第1714号	埼玉県川口市江戸3丁目20番10号 破産者 亡眞野昌庸相続財産 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第739号	埼玉県朝霞市幸町1丁目5番8号 破産者 株式会社パイン 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第181号	大阪府泉大津市池園町15番37号 破産者 小梅興業株式会社 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第37号	福岡県飯塚市天道501番地1 破産者 亡二ノ城政春相続財産 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1459号	札幌市中央区南12条西8丁目1-3 パークレジデンス102号室 破産者 i - r e . c r e a t e 株式会社 1 決定年月日 令和7年3月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第14277号	札幌地方裁判所民事第4部
令和5年(フ)第222号	長野市合戦場3丁目28番地 破産者 有限会社土肥板金塗装 1 決定年月日 令和7年3月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 長野地方裁判所民事部破産係
令和5年(フ)第81号	千葉県茂原市下永吉2047番地1 (サンヴェール下永吉203) 破産者 田中 和也 1 決定年月日 令和7年3月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第87号	千葉地方裁判所一宮支部破産係 千葉県いすみ市新田若山深堀入会地9 特別養護老人ホーム シルバーガーデン、住民票上の住所千葉県いすみ市大原8397番地1 破産者 岩田 利夫 1 決定年月日 令和7年3月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和3年(フ)第22号	千葉地方裁判所一宮支部破産係 千葉県いすみ市新田若山深堀入会地9 特別養護老人ホーム シルバーガーデン、住民票上の住所千葉県いすみ市大原8397番地1 破産者 岩田 利夫 1 決定年月日 令和7年3月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第881号	東京都八王子市南大沢3丁目14番地9号棟206号室 破産者 株式会社トレースペック 1 決定年月日 令和7年3月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第1874号	東京地方裁判所立川支部民事第4部 神奈川県藤沢市長後1234-1 破産者 株式会社アーチ技研 1 決定年月日 令和7年3月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1277号	横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第491号	神奈川県足柄下郡箱根町湯本211番地1 破産者 箱根購買事業株式会社 1 決定年月日 令和7年3月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
	破産手続終結及び免責許可決定
令和6年(フ)第157号	沖縄県糸満市宇真栄里52番地 破産者 大城 侑併 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第157号	那覇地方裁判所民事第3部 山形県飽海郡遊佐町庄泉字西谷地84番地の1、開始決定時の住所山形県飽海郡遊佐町豊岡字石辻4番地 破産者 阿部 善章 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第1874号	山形地方裁判所酒田支部 さいたま市北区植竹町1丁目609番地、旧住所さいたま市北区植竹町1丁目788番地 破産者 坂上 盛康 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第1874号	さいたま市北区植竹町1丁目609番地、旧住所さいたま市北区植竹町1丁目788番地 破産者 坂上 盛康 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第491号	さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和5年(フ)第140号

盛岡市上米内字名乗沢1-58 特別養護老人ホームなどの杜2号館、住民票上の住所盛岡市厨川2丁目8番8号 酒井貸家11号、住民票上の前住所 盛岡市向中野字鶴子6番地1

破産者 藤村 恵

法定代表人成年後見人 藤村 元

1 決定年月日 令和7年3月11日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和5年(フ)第215号

茨城県つくば市並木4丁目15番地2 マノワール並木201号、開始決定時の住所岐阜市鍵屋中町62番地1

破産者 小牧 弘二

1 決定年月日 令和7年3月11日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第778号

名古屋市名東区上社2-188 サンコーハイツ303、住民票上の住所名古屋市名東区平和が丘2丁目29番地の4

破産者 上塚 真吾

1 決定年月日 令和7年3月12日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事部第2部

令和6年(フ)第864号

愛知県大府市長草町東寄合39番地の6 クレストコート203号、従前の住所愛知県大府市共西町7丁目150番地の18

破産者 岡部 友和

1 決定年月日 令和7年3月12日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事部第2部

令和5年(フ)第25号

大津市弥生町4番6号

破産者 山村 大輝

1 決定年月日 令和7年3月12日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第304号

兵庫県宝塚市中筋山手7丁目14番3号、住民票上の住所神戸市西区神出町古神157番地の167

破産者 小松 康悦

1 決定年月日 令和7年3月12日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第370号

兵庫県小野市久保木町978番地の9、破産手続開始決定時の住所岡山市北区西長瀬1203番地10 マリーゴールド503

破産者 日下 拓弥

1 決定年月日 令和7年3月12日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第71号

北海道小樽市新富町14番9号 谷内アパート1F右

破産者 塚田 優朗

1 決定年月日 令和7年3月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所小樽支部

令和5年(フ)第1613号

千葉県君津市中島700番地26、開始決定時の住所横浜市神奈川区片倉2丁目32番5号

破産者 三谷 研一

1 決定年月日 令和7年3月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第469号

千葉県船橋市夏見2丁目18番12-104号、開始決定時の住所横浜市瀬谷区宮沢2丁目46番地1 ベルデュール永野Ⅲ 103

破産者 鈴木 健一

1 決定年月日 令和7年3月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1138号

横浜市旭区中希望が丘24番地25 レジェンドスクエア横濱希望ヶ丘Ⅱ301

破産者 櫻井 誠一

1 決定年月日 令和7年3月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2143号

横浜市神奈川区子安通3丁目400番地2 開洋館502号

破産者 石松 和剛

1 決定年月日 令和7年3月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第253号

茨城県水戸市西原2丁目14番10号 ルミエール西原A棟201号、開始決定時の住所静岡県伊東市松原湯端町2番18号 湯端ハイツ21号

破産者 市川 初枝

1 決定年月日 令和7年3月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和5年(フ)第71号

静岡県富士市横割6丁目5番25号 グリーンハイツ富士301号

破産者 内野 裕子

1 決定年月日 令和7年3月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第135号

静岡県周智郡森町飯田3068番地の9

破産者 鈴喜設備こと 鈴木 久志

1 決定年月日 令和7年3月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第17号

岡山県倉敷市亀山248番地3、前住所岡山市中区兼基89番地1 ヴァンテ・アン百間公園704号

破産者 森下 勇樹

1 決定年月日 令和7年3月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ) 第2164号 札幌市白石区菊水3条1丁目4番19-505号 破産者 河村 亘泰 1 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで 2 一般調査期日 令和7年5月15日午前11時30分 令和7年3月12日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ) 第373号 香川県高松市元山町272番地 破産者 熊野 崇 1 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで 2 一般調査期日 令和7年6月11日午後1時10分 令和7年3月13日 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和5年(フ) 第72号 京都市西京区大枝西新林町2丁目1番地2棟204号、開始決定時の住所京都府長岡京市開田4丁目26番4号 破産者 衣ろはこと 留井 廣 1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 2 一般調査期日 令和7年6月18日午後3時45分 令和7年3月13日 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和4年(フ) 第103号 和歌山市岩橋1281番地 破産者 岩橋ブロック工業株式会社 1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 2 一般調査期日 令和7年6月12日午前11時5分 令和7年3月12日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和4年(フ) 第104号 和歌山市岩橋1397番地4 破産者 武田 泰宏 1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 2 一般調査期日 令和7年6月12日午前11時5分 令和7年3月12日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(フ) 第868号 京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町560番地30 破産者 古美術ますながこと 増永 孝明 1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 2 一般調査期日 令和7年6月4日午後3時15分 令和7年3月12日 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和6年(フ) 第529号 岡山市北区奥田南町8-33-3、開始決定時の住所岡山市南区小串1016番地2 破産者 富永 勉 1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 2 一般調査期日 令和7年6月18日午前10時30分 令和7年3月12日 岡山地方裁判所第3民事部 破産債権の特別調査期間 令和6年(フ) 第7号 大分市萩原3丁目12番37号ヴァローレ萩原101、開始決定時の住所大分市舞鶴町1丁目7番2-1503号エイルマンション城址公園東 破産者 野中 誠 特別調査期間 令和7年4月11日から令和7年4月18日まで 令和7年3月12日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 債権者集会招集 令和5年(フ) 第5321号 奈良市大宮町4丁目270番地の4 ハイツ新大宮704号 破産者 外海 大 1 期日 令和7年4月24日午後3時 2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告 令和7年3月12日 大阪地方裁判所第6民事部 令和5年(フ) 第3542号 大阪市淀川区十八条2-16-46-1301、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満4丁目12番2号オオシマビル3階 破産者 株式会社サンライズ 1 期日 令和7年4月21日午後3時 2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告 令和7年3月12日 大阪地方裁判所第6民事部	書面による計算報告
			次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
			令和6年(フ) 第120号 宮崎県えびの市大字前田1197番地 破産者 西脇いつみ 異議申述期間 令和7年4月24日まで 令和7年3月13日 宮崎地方裁判所都城支部
			令和6年(フ) 第147号 宮崎県都城市菖蒲原町19街区6号市営菖蒲原団地2-1-5号、前住所宮崎県都城市菖蒲原町2街区8号 破産者 淳 道男 異議申述期間 令和7年4月24日まで 令和7年3月13日 宮崎地方裁判所都城支部
			令和6年(フ) 第148号 宮崎県都城市菖蒲原町2街区8号 破産者 株式会社トナミ 異議申述期間 令和7年4月24日まで 令和7年3月13日 宮崎地方裁判所都城支部
			令和6年(フ) 第1487号 千葉市中央区要町2番1号 ウオンズ東千葉503号 破産者 稲垣 渉 異議申述期間 令和7年5月2日まで 令和7年3月7日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
			令和6年(フ) 第1703号 千葉県八千代市八千代台南1丁目7番7-612号 破産者 三宅 裕太 異議申述期間 令和7年5月7日まで 令和7年3月12日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
			令和6年(フ) 第1775号 千葉市中央区祐光2丁目11番7号 2F 破産者 藤井 奎介 異議申述期間 令和7年5月7日まで 令和7年3月12日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第3600号	大阪市都島区都島本通2丁目14番7号 リバティー都島 404号 破産者 松本 昭彦 異議申述期間 令和7年5月7日まで 令和7年3月12日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1770号	千葉県市川市末広2丁目18番13号(コーポ早川2号) 破産者 儀部まなみ 異議申述期間 令和7年5月8日まで 令和7年3月13日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1843号	千葉市中央区稻荷町1丁目14番60号 プリシエール稻荷町II206号 破産者 佐藤 真悟 異議申述期間 令和7年5月8日まで 令和7年3月13日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 免責許可申立てに関する意見申述期間
令和6年(フ)第137号	栃木県栃木市岩舟町静戸1511番地2 C-511、前住所栃木県栃木市岩舟町静戸1511番地2 B-410 破産者 岩沼 遼平 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 令和7年3月13日 宇都宮地方裁判所栃木支部
特別清算開始	
令和7年(ヒ)第3001号	群馬県伊勢崎市三和町2718番地3 清算株式会社 株式会社PQR 代表清算人 堀川 悟 1 決定年月日 令和7年3月10日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 前橋地方裁判所民事部

特別清算終結	令和6年(ヒ)第2003号 青森県むつ市柳町1丁目6番32号 清算株式会社 アックス・グリーン・サービス株式会社 1 決定年月日 令和7年3月11日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 青森地方裁判所第2民事部	令和7年(再イ)第1号 埼玉県鴻巣市滝馬室1365番地4 再生債務者 西村 圭 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで さいたま地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
監督命令	令和7年(再)第8号 東京都台東区浅草橋4丁目19番8号浅草橋ビル 再生債務者 ステップエンジニアリング株式会社 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。 2 監督委員 東京都港区西新橋1丁目21番8号弁護士ビル707号室 かなやま法律事務所 弁護士 金山 伸宏 令和7年3月10日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第19号 千葉県市川市本北方2丁目1番2号 再生債務者 計良 信吾 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第6号 兵庫県西宮市一里山町10番25-204号 再生債務者 平和 洋次 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月23日まで 神戸地方裁判所尼崎支部
小規模個人再生による再生手続開始	令和7年(再イ)第9号 栃木県宇都宮市駒生町1024番地28 再生債務者 羽石 公一 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年3月31日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月22日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年(再イ)第28号 千葉県船橋市海神町南1丁目1606番地10 レオパレスファンソ202号 再生債務者 権澤 雅史 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第11号 兵庫県芦屋市若葉町5番1-1344号 再生債務者 富樫 義博 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月23日まで 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年(再イ)第10号	令和7年(再イ)第10号 栃木県宇都宮市徳次郎町448番地3 再生債務者 菱沼 正樹 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月23日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年(再イ)第29号 愛知県小牧市大字西之島1889番地3 再生債務者 水野 省悟 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第3号 千葉県長生郡白子町幸治3627番地1 再生債務者 名嘉 正樹 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年5月1日まで 千葉地方裁判所一宮支部再生係
令和7年(再イ)第11号	令和7年(再イ)第11号 神奈川県小田原市酒匂2丁目41番18-5号 再生債務者 橋本 審悟 1 決定年月日時 令和7年3月13日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年4月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係		

令和7年（再イ）第19号 静岡県焼津市南小川1丁目2番地の3 アネックス小川公園101号室 再生債務者 八巻 和彦（旧姓甲谷） 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第25号 千葉県松戸市秋山373番地の93 MELDI A秋山202号 再生債務者 水野 拓海 1 決定年月日時 令和7年3月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月28日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第7号 広島県廿日市市宮内2丁目6番39-812号 再生債務者 岡 淑子 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月14日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年（再イ）第20号 静岡市清水区有東坂2丁目322番地の3 山手俱楽部一番館202号 再生債務者 大谷 優花 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第18号 東京都練馬区大泉町6-29-16-701 再生債務者 菊岡 大樹 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第34号 東京都世田谷区駒沢3-2-21-102 再生債務者 大束れい子 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第9号 兵庫県明石市大久保町西島295番地の4 再生債務者 大林 真利 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年4月24日まで 神戸地方裁判所明石支部再生係	令和7年（再イ）第24号 東京都練馬区豊玉南1-21-11-202 再生債務者 麻生 百恵 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第64号 静岡県田方郡函南町平井892番地の195 再生債務者 北川 和義 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第4号 山口県下関市大字延行249番地 再生債務者 藤本 高弘 1 決定年月日時 令和7年3月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年4月24日まで 山口地方裁判所下関支部再生係	令和7年（再イ）第2号 宮城県気仙沼市赤岩小田47番地6 再生債務者 渡邊 理恵 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月7日まで 仙台地方裁判所気仙沼支部	令和7年（再イ）第7号 広島県廿日市市宮内2丁目6番39-812号 再生債務者 岡 淑子 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月14日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年（再イ）第3号 茨城県筑西市玉戸1368番地6 再生債務者 堀米加奈子	令和7年（再イ）第28号 神戸市灘区篠原中町5丁目7番27号 ソエルライフ104 再生債務者 山村 奈々 1 決定年月日時 令和7年3月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第1号 岩手県下閉伊郡山田町山田第17地割155番地 1 再生債務者 佐藤 满 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで 盛岡地方裁判所宮古支部
令和7年（再イ）第5号 新潟県長岡市春日1丁目4番11号 ドルミーKASUGA102号室 再生債務者 田中 芳江 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月24日から令和7年5月8日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係		

令和7年（再イ）第2号

静岡県伊豆市本立野721番地
再生債務者 岩下 淳史

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年5月1日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年（再イ）第5号

兵庫県丹波市柏原町柏原582番地9
再生債務者 奥野 智宏

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年5月1日まで

神戸地方裁判所柏原支部

令和7年（再イ）第3号

長崎県大村市徳泉川内町709番地7
再生債務者 堀 一彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月24日から令和7年5月8日まで

長崎地方裁判所大村支部

令和7年（再イ）第7号

宮崎市新栄町62番地 リトルアマポーラ201号
再生債務者 仁田脇良雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月24日から令和7年5月2日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第2号

盛岡市東見前8地割72番地1
再生債務者 東 貴幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年（再イ）第74号

広島市佐伯区立松1丁目8番63号
再生債務者 河本 健

- 1 決定年月日時 令和7年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年5月7日まで

広島地方裁判所民事第4部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和6年（再イ）第4号

茨城県神栖市大野原1丁目9番10号 サンク・クレールC203

再生債務者 和田 真一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月15日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月26日まで

令和7年3月12日 水戸地方裁判所麻生支部

令和6年（再イ）第454号

東京都江東区毛利1-21-7-401

再生債務者 高橋 正充

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月28日まで

令和7年3月11日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年（再イ）第461号

東京都武蔵村山市岸2-29-19

再生債務者 内山富美雄

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月28日まで

令和7年3月11日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年（再イ）第462号

東京都武蔵村山市岸2-29-19
再生債務者 内山 美守

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月28日まで

令和7年3月11日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（再イ）第297号

東京都豊島区南長崎1-7-3-205

再生債務者 佐藤 浩

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年11月11日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月31日まで

令和7年3月12日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（再イ）第471号

東京都中野区江原町3-7-12

再生債務者 浅見英一郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月31日まで

令和7年3月12日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（再イ）第478号

東京都中央区日本橋蛎殻町1-9-9-907

再生債務者 瀬戸 崇

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月31日まで

令和7年3月12日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（再イ）第97号

埼玉県川口市大字神戸167番地の20

再生債務者 千田 実和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月1日まで

令和7年3月11日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年（再イ）第78号

栃木県那須塩原市下永田6丁目1227番地68
再生債務者 森下 陽香

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月2日まで

令和7年3月12日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和6年（再イ）第47号

埼玉県三郷市彦成3丁目13番16-206号

再生債務者 川崎 麻実

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月2日まで

令和7年3月12日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和6年（再イ）第17号

岩手県北上市上鬼柳5地割34番地1

再生債務者 山崎 正三

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで

令和7年3月13日 盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年（再イ）第77号

栃木県宇都宮市八幡台19番15号

再生債務者 妹尾 恭幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで

令和7年3月13日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和6年（再イ）第84号

東京都武蔵村山市学園1丁目53番地の2

再生債務者 佐俣 憲次

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月3日まで

令和7年3月13日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第133号 東京都立川市錦町6丁目20番17号ライオンズマンション立川503号 再生債務者 鈴木 伸也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月13日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第108号 千葉県柏市豊住4丁目5番1号 再生債務者 伊藤 一彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 4日まで 令和7年3月7日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年(再イ)第559号 大阪府東大阪市吉原2丁目1番36号 プレ ミールヴィラ302号 再生債務者 楠 晴久 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第113号 岡山市東区城東台東2丁目7番7号 再生債務者 亀田 和臣 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第65号 川崎市中原区下小田中2丁目12番10-301号 再生債務者 杉山 新 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月13日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(再イ)第83号 千葉県流山市南流山2丁目21番地の19 サン ライズ南山202 再生債務者 小嶋悠紀夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 7日まで 令和7年3月10日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年(再イ)第26号 長野県松本市寿北7丁目6番C-102号 再生債務者 郷津 貴美 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 10日まで 令和7年3月13日 長野地方裁判所松本支部	令和6年(再イ)第4号 兵庫県丹波市柏原町挙田712番地8 ビレッ ジハウス柏原1-201号 再生債務者 大山 国光 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月13日 神戸地方裁判所柏原支部
令和6年(再イ)第13号 長野県駒ヶ根市赤穂1387番地1 泰成電機工 業社宅102号室 再生債務者 高根 裕貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月13日 長野地方裁判所伊那支部	令和6年(再イ)第112号 埼玉県川越市大字砂新田423番地2 (リブレ ス新河岸V207号室) (前住所) 埼玉県川越市 中台1丁目9番地1 (807号室) 再生債務者 横井 佑丞 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(再イ)第18号 佐賀県伊万里市二里町大里甲2078番地7 フ ルス ミッテB201 再生債務者 天満 一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 10日まで 令和7年3月13日 佐賀地方裁判所武雄支部	令和6年(再イ)第17号 宮崎県都城市久保原町11街区50の2号 シ ティバルB棟102号室 再生債務者 古江 海人 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月13日 宮崎地方裁判所都城支部
令和6年(再イ)第10号 岐阜県下呂市萩原町野上680番地1 再生債務者 辻ゴムこと 辻 正則 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月13日 岐阜地方裁判所高山支部再生係	令和6年(再イ)第430号 大阪府寝屋川市南水苑町2番2-1009号 再生債務者 住岡 和浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第23号 福島県郡山市安積町荒井字雁股8番地の105 再生債務者 芳賀 敬行 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月13日 福島地方裁判所郡山支部再生係	令和6年(再イ)第112号 神戸市東灘区御影中町7丁目4番3号 グラ ンソル御影301号 再生債務者 湯木 智也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月12日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和6年(再イ)第87号 愛知県豊田市曙町2丁目56番地 スガビルマ ンション3C号 再生債務者 木原 善行 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月13日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年(再イ)第542号 大阪府寝屋川市池田2丁目11番55-110号 再生債務者 早崎 愛梨 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月12日 大阪地方裁判所第6民事部		鹿児島県出水郡長島町山門野2294番地2 再生債務者 地頭 恭平 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月11日 鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

令和6年(再イ)第34号
広島市佐伯区観音台2丁目4番32号
再生債務者 森島 祥吾
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月14日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月10日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月10日まで
令和7年3月13日
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第62号
広島県大竹市西栄3丁目20番3号
再生債務者 古川 智一
1 決議に付する再生計画案 令和7年1月15日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月10日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月10日まで
令和7年3月13日
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第69号
広島県安芸郡熊野町出来庭2丁目8番31号
再生債務者 浜口 紀彦
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月10日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月10日まで
令和7年3月13日
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第31号
愛媛県松山市東野6丁目5番31号 ジョイフル東野308号
再生債務者 奥田 哲也
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月10日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月10日まで
令和7年3月13日 松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第2号
神戸市西区伊川谷町有瀬1611番地の44
再生債務者 稲葉 圭
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月14日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで
令和7年3月13日
神戸地方裁判所明石支部再生係
小規模個人再生による再生計画不認可

令和6年(再イ)第61号
兵庫県西宮市弓場町4番34号3F(事業所所在地) 兵庫県芦屋市西山町1-8
再生債務者 Le grand tresor こと 阿多 武史
1 主文 本件再生計画を認可しない。
2 理由の要旨 令和7年3月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条2項1号に定める事由がある。

令和7年3月12日 神戸地方裁判所尼崎支部
小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第446号
東京都大田区新蒲田2-13-1 WHARF 蒲田west 202
再生債務者 竹内 元気
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。

令和7年3月11日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第60号
滋賀県草津市南草津2丁目6番地4-201
エスリード南草津セントラル
再生債務者 鶴飼 蘭
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年3月13日 大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再口)第1号
宮城県気仙沼市九条398-1 小山アパート2号(住民票上の住所) 宮城県気仙沼市長磯赤貝1番地27
再生債務者 吉田 瞳
1 決定年月日時 令和7年3月12日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月7日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和6年(再口)第12号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西3丁目3番地37 アーバンハイツ103号
再生債務者 花田 彩乃
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月6日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年4月9日まで
令和7年3月12日
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再口)第2号
愛媛県八幡浜市八代39番地4 県職員住宅(第四住宅) 401
再生債務者 竹内 則之
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年4月10日まで
令和7年3月13日 松山地方裁判所大洲支部
給与所得者等再生による再生計画認可

令和6年(再口)第2号
千葉県山武郡横芝光町北清水2514番地
再生債務者 鈴木 直弥
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月10までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月13日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあるので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第1号

長崎県雲仙市小浜町雲仙152番地
申立人 関 啓治
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 長崎県南高来郡小浜町庚325番地
所在等不明共有者 関 ユキエ
届出期間満了日 令和7年7月10日
令和7年3月10日 長崎地方裁判所島原支部
(別紙) 物件目録
所在 雲仙市小浜町雲仙字池ノ原
地番 548番1
地目 原野
地積 18998平方メートル
所在等不明共有者の持分 6815分の294

令和7年(チ)第1号

宮崎県日南市星倉6丁目8番11号
申立人 三ツ元政行
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 宮崎県日南市大字星倉3433番地3
所在等不明共有者 坂友 一
届出期間満了日 令和7年6月27日
令和7年3月10日 宮崎地方裁判所日南支部
(別紙) 物件目録
所在 日南市星倉六丁目
地番 3431番3
地目 公衆用道路
地積 132平方メートル
(所在等不明共有者持分 7分の1)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億千八百四十六万八千二百五十円減少し五千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.jasue.co.jp/>

令和七年三月二十四日

名古屋市中区栄二丁目二番二三号

株式会社安江工務店
代表取締役 山本 賢治

代表取締役 山本 賢治

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退任により資本金の額を五十万円減少し、百五十万円とすることにいたしました。

また、今回の退任に伴う持分払戻額五十万円のうち、会社法第六三五条に定める剩余金額を超える額は五十万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

熊本市東区江津二丁目七番一八号

合同会社Growing—Up
代表社員 角心 貴子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億三三六万九六二五円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月二十四日

石川県小松市幸町一丁目七八番地

SMZ株式会社
代表取締役 清水 茂博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十億円、資本準備金の額を五億五千八百七十二万九千九百三十七円減少し、それぞれ十八億七千万円、百四億五千百八十七万九千七百八十八円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年四月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年三月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年三月十一日
掲載頁 二二頁

令和七年三月二十四日

埼玉県上尾市中妻三丁目一番地の一
プリヂストンサイクル株式会社
代表取締役 上田 達也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億五千円、資本準備金の額を十四億九千九百九十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

大阪市西区西本町一丁目一一番四号
サイエンティックス・クリード・ジャパン
株式会社 代表取締役 宗吉 敏彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十四日

千葉県船橋市市場一丁目八番一号
株式会社尾崎海苔店

代表取締役 尾崎 至邦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年三月二十四日

秋田県仙北市角館町白岩上西野一二三番地
角館町白岩生産森林組合

代表取締役 宗吉 敏彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年三月二十四日

秋田県仙北市角館町白岩上西野一二三番地
角館町白岩生産森林組合

代表取締役 宗吉 敏彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

秋田県仙北市角館町白岩上西野一二三番地
角館町白岩生産森林組合

理事 佐々木清美

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億七千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

秋田県仙北市角館町白岩上西野一二三番地
角館町白岩生産森林組合

理事 佐々木清美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億七千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

秋田県仙北市角館町白岩上西野一二三番地
角館町白岩生産森林組合

理事 佐々木清美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十九億九百万口を五十七億七千九百万口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年四月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和七年三月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

ジエイ・ユー・ピー・ホールディングス
定目的会社 取締役 北川 久芳

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資五十九億九百万口を五十七億七千九百万口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年四月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和七年三月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

ジエイ・ユー・ピー・ホールディングス
定目的会社 取締役 北川 久芳

訂正公告

当社は、優先資本金の額を五十三億五千九百二十万円減少することにいたしました。この決定に

対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終

貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://koukokusilsphere.jp?id=141133>

令和七年三月二十四日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田
ビルディング三F

Di onysus 特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十三億五千九百二十万円減少することにいたしました。この決定に

対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終

貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://koukokusilsphere.jp?id=141133>

令和七年三月二十四日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号シ
ルスファイア会計事務所内

取締役 稲葉 孝史

訂正公告

当社は、資本準備金の額を九千九百六十円を九千九百四十円に訂正いたします。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

大分県教育委員会

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億三千万円減少す

ることにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

大分県教育委員会

訂正公告

当社は、資本準備金の額を九千九百六十円を九千九百四十円に訂正いたします。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

大分県教育委

